

第二章 大正期の産業と経済

明治後期に至り、林業が鳴沢村の主要な産業として急速に成長してきたことが明らかとなったが、筆者が大正初年段階の南都留郡の産業構造の特質の把握を行った「郡内機業地帯の産業構造の地域的特質」(『富士吉田市史研究』第二号)においても、鳴沢村の場合は、林産額が産業部門別生産額の三分の二を超え林産に特化していること、更に、工産額では竹細工が圧倒的比重を占めているなどの特質が析出できた。このことは明治→大正期を通じて、鳴沢村経済が林業に依存する割合が一層高まったと言える。それに伴って林業関係の資料や記載内容も充実をみせてくる。そこで大正期については林業を中心に見ていきたい。

大正七年の林野伐採調査である第15表によれば、この年鳴沢村では七百四十二町歩の山林で、五万九千七百九十七石、金額にして四万三千六百四十五円に相当する伐採が行われた。その内訳としては、樺、椴、落葉松、桧などの針葉樹が七七パーセントを占めているが、富士北麓に展開する広大な原生林を有する鳴沢村としては当然であろう。ただ公私有の別からみると、面積の九九・七パーセントまでが公有林であり、明治四十年の大水害を契機にして、それまでの御料林が恩賜林として県に払い下げられたので、村は山梨県知事に対して、次のような「主産物払下願」を村議会の決議を受けて提出し「住民燃料ニ供スル為メ薪炭材ノ払下ケ」を受けていた。

南都留郡鳴沢村字軽水外恩賜県有財産台帳面積六百十八町五反六畝十歩ノ内

(第15表) 林野伐採表

(大正7年)

		公 有			社 寺 有			私 有			合 計			
		面積 (反)	材積 (石)	価額 (円)	面積 (反)	材積 (石)	価額 (円)	面積 (反)	材積 (石)	価額 (円)	面積 (反)	材積 (石)	価額 (円)	
針 葉 樹	松	133	1,042	2,664							133	1,042	2,664	
	松		6	1				10	200	600	10	206	601	
	落葉松	2,725	6,881	5,370	1	250	200	8	100	802,734	7,231	5,650		
	白松	686	12,317	9,511						686	12,317	9,511		
	榎	1,985	13,400	14,710						1,985	13,400	14,710		
	其ノ他	155	3,489	697						155	3,489	697		
	小計(1)	5,684	37,135	32,954	1	250	200	18	300	680	5,703	3,7685	33,833	
潤 葉 樹	樺	30	22	40							30	22	40	
	塩地、針 桐、谷地		21	15								21	15	
	厚朴		2	3								2	3	
	桂	107	34	46						107	34	46		
	檜		32	19				5	300	200	5	332	219	
	榿	204	10,531	8,925						204	10,531	8,925		
	其ノ他		119	59							119	59		
	小計(2)	341	10,761	9,107				5	300	200	346	11,061	9,307	
合計(1+2)		6,025	47,896	42,060	1	250	200	23	600	880	6,049	48,746	43,140	
薪炭材(3)		92	1,551	215							92	1,551	215	
竹林(4)		1,280	9,500	290							1,280	9,500	290	
(1+2+3+4)		7,397	58,947	42,565	1	250	200	23	600	880	7,421	59,797	43,645	

合計本数 百六十八本

錢

金四十五

一石ニ付

錢但シ

円參拾五

此ノ代金 參百拾六

此ノ材積 七百三石

本

一サ、生木 百六十

付金五十錢

九拾五錢 但一石ニ

此ノ代金 參拾六円

九分

此ノ材積 七十三石

一 ミネバリ生木 四本

十四歩

伐採面積三町六反三畝二

(第16表) 民設製材所調 (大正3年)

工場名称	鳴沢製板所	
資本金	1,000円	
使用原料材積	1,000尺 ³ メ	
製品種類	角材	板類
製品数量	450尺 ³ メ	100坪
製品価額	1,350円	300円
原動力	火力	
馬力	8	
鋸付台数	5	
鋸付台数	1	
年間就業日数	120日	
使用職工人員(延)	840人	

此ノ材積 七百七十六石九分
 此ノ代金 参百五拾参円参拾錢

右ハ本村住民燃料ニ供スル為メ入用ニ付明治四十五年山梨県令第二十二号山梨県恩賜県有財産管理規則第四十四条ニ依リ御払下相成度山梨県恩賜県有財産管理規則今年山梨県令第二十三号山梨県恩賜県有財産管理規則施行細則ヲ遵守シ此段奉願候也

更に注目すべきは、林業の盛況に伴って鳴沢村にも民間の製材所が設立されたことである。いまその規模等を示した第16表によれば、設立者の氏名は不明であるが、大正三年に資本金額は千円と少ないが、火力八馬力の原動力を有する従業員七人程度の鳴沢製板所が設立された。設備としては鋸付台一台と鋸五を有し、千尺³メの原料から角材四百五十尺³メ、板類百坪を製造し、製品価額は千六百五十円である。稼働日数は百二十日とやっと一年の三分の一であり、資本金、生産額ともに少ないが、ともかく、従来 of 副業水準をはるかに超えた「近代的」な工場が出現したことは鳴沢村の産業にとつても大きな出来事といえよう。

鳴沢製板所の設立に象徴されるような「近代的林業」の展開は、林産物の生産量と種類を飛躍的に増加させた。いま大正三年の林産物雑類調を1表に示した第一七表とわずか五年以前の明治四十二年の林産物雑類調への第11表を比較してみよう。生産額では明治四十二年の一萬五千四百余円からほぼ二倍増の二萬九千七百円余に急増しており、種類も、経木、樹実などが加わり十五種類にも増えている。なかでも

(第17表) 林産物雜類調 (大正3年)

品目	生産量	生産額
丸材	35,000尺	1,500円
角材	800坪	3,200〃
及材	50駄	250〃
挽材	800束	2,800〃
下駄	20,000尺	8,000〃
経木	30坪	15〃
紙原料	1石	250〃
製紙	500貫	75〃
樹皮	150,000〃	12,000〃
炭(白)	500棚	400〃
木炭(黒)	1,500束	188〃
薪	5貫	10〃
屋根	50〃	25〃
松菌類	50〃	5〃
諸菌類	3,000〃	27〃
自然生蔬菜		
計		29,745〃

丸及角材、挽材の生産額が減少あるいは横ばいであるのに対して、経木、製紙原料木材、木炭(黒)の増加は著しい。これらは明治後半期から大正期にかけての時期の生活様式の変化と深く関連していると考えられる。

このような短期間における林業の急速な発展は当然森林の荒開発を引き起こすことになる。村経済の主要な柱である林業の更なる発展のためにはゆるがせにできない重大問題であった。鳴沢村としては大正三年六

月に鳴沢村部分林保護規則を制定し、その後大正十二年までに前後四回にわたり保護すべき部分林を設定し、その総面積は二百七十町七反余に達した。ここで同規則の入山者に対して求められた遵守事項を以下に引用したい。

第三条 本村内ノ住民及前条ノ部分林ニ入山スル者ハ左ノ各号ヲ遵守スル義務アルモノトス

- 一 当該官庁ノ入山証ヲ携帯スルモノ、外入山鑑札ヲ携帯セズシテ入山セザルコト
- 二 規定ノ制限ニ違背シタル器具ヲ携帯シテ入山セザルコト
- 三 入山期間外及入山区域外ニ入山セザルコト
- 四 部分林内ニ於テ焚火ヲナサザルコト若シ炊事其他止ムヲ得ザル事由ニ依リ焚火ヲ為シタルトキハ全ク消火シタル後ニ在ラザレバ現場ヲ立去ラザルコト
- 五 盗伐、誤伐、侵墾、漫用、其他部分林ニ対シ加害行為ヲ為サザルコト

六 境界標其他標識ヲ移転汚損若ハ毀壞セザルコト

七 炬火ヲ携帯シテ入山セザルコト

八 当該官吏若ハ本村長ヨリ消火ノ為メ出場ノ通知ヲ受ケタルトキハ勿論部分林又ハ其ノ附近ノ林野ニ火災アルコトヲ覚知シタルトキハ臨機周知ノ方法ヲ講ジ消防上必要ナル器具ヲ携帯シテ速ニ駆付クルコト

九 樹皮ヲ剥取り又ハ鋸斧等ヲ以テ切込ミ其他一切ノ傷害ヲ加ヘザルコト

但樹実採取ノ為メ本村長ノ特ニ許可シタル樹枝ノ切取りハ此ノ限りニ在ラズ

十 下草、落葉、落枝、樹実、菌茸等ノ類及手入ノ為メニ小柴ヲ採取セントスルトキハ其ノ採取区域及方法等ハ

総テ当該官吏又ハ本村長ノ指揮ニ従ヒ林木及林地ヲ損傷セザルコト

十一 猥リニ牛馬ヲ牽入シ若ハ放牧ヲ為サザルコト

十二 当該官吏又ハ本村長ヨリ有害動物ノ予防及駆除ニ付出場ノ通知アリタルトキハ直ニ之ニ応ズルコト

十三 前各号（第八号及第十二号ヲ除ク）ノ違背者ヲ発見シタルトキハ本村長ニ届出タルコト

十四 稚樹ヲ損傷セザルコト

いちいち説明を要しないほど実に細かく具体的な注意事項が列記されており、村の主要な産業基盤である森林資源の保護育成にいかにか力がそそがれたかが分かる。

更に明治末年ごろより鳴沢村では工産物として竹細工の生産が急速に伸びて来たことは既に述べた。『鳴沢村役場』文書の中に「スゞ竹」生産についての詳細な報告書が残されている。当時の事情を伝えるものとして、以下少し長くなるがその全文を引用したい。

大正七年林産製品並生産物調査表 鳴沢村家庭工業製品（甲）

一沿革本村ニ於テハ古来ヨリ冬季間自家用トシテ筧其ノ他ノ竹細工ヲ營ミツ、アリシモ明治四十年頃ヨリ毎年冬季農閑ヲ利用シ副業トシテ之カ製造ヲ見タルモ當時ハ僅ニ数名ノ製造者ニ過キサリキ茲ニ於テ本村ハ之カ奨励ニ努メ數回講師ヲ招摶シ之カ製造講習ヲ行ヒタル結果一般ニ斯業ノ有利ナルヲ認メ逐年製造戸數及生産額ノ増加ヲ見ルニ至レリ又竹行李原料スゞ竹ハ前年濫採ノ結果筧其ノ他ノ竹細工ノ原料ニ不足ヲ告ケントシタルヲ以テ之カ救済策トシテスゞ竹採取組合ヲ組織シ組合外ニハ竹行李原料スゞ竹ノ搬出ヲ禁止スルト同時ニ原料繁殖ノ目的ヲ以テ毎年新ニスゞ竹ノ生育期間ハ入山ヲ停止シテ之カ採取ヲ制限シツ、アルヲ以テ竹行李原料スゞ竹ハ逐年其ノ生産額減少シツ、アリ

二製造戸數 專業0 兼業三十戸

地方全戸數ニ対スル製造戸數ノ割合 約八分ノ一

従業人員 專業0 兼業 男三十八人 女 二人

三原料ノ種類 スゞ竹

原料消費高 千五百貫目

生産地 本村字輕水外十並字富士山恩賜林内

原料保続ノ見込 永年

四製品ノ種類 筧

製品ノ産額 五千二百五十個

全上ノ価格 七百八十七円五十錢

五製品ノ販路 本県下一円並神奈川、静岡、長野地方へ移出ス

販売方法 仲買人ニ売却ス

六 従業者ノ取得 一人当リ金拾九円六十八銭余

備考 製品ノ価格ハ平年一ケ二十銭以上ナリシニ近年粗製濫造ノ結果本年ハ非常ニ下落シ一ケ金十五銭内外トナレリ

(竹行李原料ス、竹)

一 従業戸数 十戸(兼業)

一 全人員 十人(兼業)

一 販路 竹行李原料トシテハ殆ト無ク目下ハ箆ノ縁巻用トシテ郡下勝山、小立等へ売出シツ、アリ

一 従業者ノ取得 一人当リ金八円

以上

別の資料によれば、従業戸数三十戸の部落別の構成は鳴沢組二十三戸、大田和組七戸であり主として鳴沢地区を中心に展開していたことが分かる。

これまで見て来たように林業が明治後期以降急速に成長してきたとしても、鳴沢村の主要産業は、各年の『事務報告書』が「村民ノ大部分ハ農業ヲ専務トシ養蚕業ヲ別業トシ逐日発展シツ、アリ」と述べているように農蚕業である。しかし、わが国の社会生活の変化に伴って鳴沢村の農業も栽培している農産物を中心として徐々にではあるが変化しつつあった。例えば、大正十年の農産物構成表である第18表によれば、従来の米麦、食用農作物に加えて、新たに工業農産物、園芸農産物の区分別けがなされるようになり、生産額としては少ないが工業農産物としての菜種が登場し、園芸農産物としてはいんげん、きゅうり、かぼちゃ、だいこん、ごぼう、ねぎ、漬菜などの新作物の栽培もみ

(第18表) 農産物生産量価額構成 (大正10年)

	産物	生産量	価額		
麦	大 麦(石)	438	6,132		
	小 麦(ク)	107	2,140		
	小 計		8,272	31.9	
食用	大 豆(石)	160	3,200		
	小 豆(ク)	30	960		
	粟 (ク)	60	480		
	稗 (ク)	15	120		
	玉蜀黍(ク)	240	3,840		
	蕎麦(ク)	40	960		
	馬鈴薯(貫)	8,750	3,500		
	小 計		13,060	50.4	
	工業	菜 種(石)	2	300	
		小 計		300	1.2
園芸	いんげん(石)	1	150		
	胡 瓜(貫)	300	60		
	南 瓜(ク)	1,500	150		
	だいこん(ク)	9,000	1,200		
	にんじん(ク)	1,000	400		
	ごぼ う(ク)	2,000	1,000		
	ね ぎ(ク)	300	60		
	漬 菜(ク)	2,000	400		
	小 計		3,420	13.2	
	其他	蜂 蜜(貫)	210	840	
小 計			840	3.2	
	総 計		25,892	100	

られ、更に蜂蜜生産も開始された。このことは、明治前期段階の農産物構成表である第2表と比較してもハッキリした変化のあとを読みとれる。即ち、明治前期段階は林産、養

蚕品も一括されていても十八種類にすぎなかったが、大正期は農産品だけで十九種類にのぼり、生産額は七・二倍に増加している。園芸農産物を中心に種類が増えている点は日本人の食生活が以前に比して豊かになっていることを示しており、また、にんじん千貫、ごぼう二千貫、だいこん九千貫などはそのすべてを鳴沢村で消費したとは考えにくく、そのある部分は商品として村外に移出されたと考えられる。鳴沢村農業は大正期に至り、より一層商品生産農業の性格を強めていったといえるだろう。

鳴沢村農業の変化は、農産物だけでなく、家畜の飼育にもみられる。明治期を通じて鳴沢村の家畜調べには百八十頭前後を数えた馬のみが記載され、他の家畜については「該当項目ナシ」と記入されるのが常であった。しかし、大正中期になると馬以外の家畜についても記入がなされるようになり、飼育している家畜の種類が増加していることを

(第19表) 家畜調 (大正10年)

	飼育戸数	頭数
山羊	3	7
豚	(不明)	8
牛	5	5
馬	218	222
鶏	132	225

物語っている。

ちなみに大正十年の家畜調である第一九表によれば、百三十三戸で鶏を飼育している。しかし一戸平均の鳥数は一・七羽であつて規模的にはほとんど問題にならず、庭先での放飼といった水準であつたらうと考えられる。また、山羊、豚、牛も小數ながら飼育されている事實は、牛乳、あるいは食肉の需要に答えるものであつたと思われる。ただ鳴沢村の統計には屠殺記録がないところから成育後は家畜商に売却し、鳴沢村では飼育のみが行われていたのであろう。明治前期からほぼ一戸に一頭の割合で飼育されていた馬については、鳴沢村の農産物、更には生産力水準から考えて、馬耕の習慣があつたとは考えにくく、林業での馬力、荷物の運搬、あるいは肥料を作る糞畜として使用されていたと考えられる。

これまで見てきた林業、養蚕業の成長にみられる大正期の鳴沢村の産業経済の変化は人々の生活にどのような影響を与えたであろうか。その点を第20表の職業別戸口から探っていきたい。大正十二年の鳴沢村の総戸数は二百九十二戸であり、明治十七年からおよそ四十年間に戸数は百戸ほど増え一・五倍になつた。そのうち「農作業」に従事するものは全体の九割の二百六十三戸を数える。しかし「自作」「自作小作」「小作」といった耕地の所有・耕作形態からみると大きく変化している。即ち、明治四十年段階で「自作兼小作」二十戸「小作」十六戸で地主・小作関係に包摂されている農家は一六・七パーセントであつたが、その後自作農でありながら他人の耕地を借り受けて耕作を行う「自作兼小作」型の農家が急増し、地主・小作関係のもとに生産活動を営んでいるものの割合は三七パーセントに達する。だが大正十二年の鳴沢村の小作地面積は八十七町四反余であつて小作地率は二六・一パーセントと大正末年の山梨県の平均値五三・五パーセントの半分以下である。このことは鳴沢村が水田を有しない畑作地帯であることと深く

(第20表) 職業別戸口

(大正12年12月31日現在)

業種	戸数	本業有業者				被扶養者			合計	副業トシテ左ノ業種ノ職業ニ従事スル者				
		副業ナキ者		副業アル者		計	男	女		計	男	女	計	
		男	女	男	女									
第一種 農業	272	11	5	515	545	1,076	318	344	662	1,738	420	540	960	
農業	自作	165		275	339	614	198	205	403	1,017				
	自作兼小作	80		196	178	374	81	103	184	558				
	小作	18		39	28	67	27	23	50	117				
	計	263		510	545	1,055	306	331	637	1,692				
	植木職、庭造職、苗木職等										2		2	
蚕業	養蚕蚕種製造										383	540	923	
	林業狩猟(炭焼ヲ含ム)	9	11	5	5		21	12	13	25	46	35	35	
第四類 工業	2	2					2	1	2	3	5	2	2	
工業	木竹類ニ関スル製造業	1	1				1	1	2	3	4			
	土木建築業	1	1				1				1	2	2	
第五類 商業	10	5	4	6	3	18	12	12	24	42	60	2	62	
商業	物品販売業	7	5	2	4	1	12	8	11	19	31	45	2	47
	旅宿飲食店等	3		2	2	2	6	4	1	5	11			
第六類 交通業											15		15	
交通業	運輸業										15		15	
第七類 公務及自由業	8	10	3			13	1	9	10	23	1		1	
公務及自由業	官吏公吏雇傭	3	3				3			3				
	宗教ニ関スル業	1	1				1		1	2				
	教育ニ関スル業	3	5	3			8	1	4	5	13			
	其他ノ自由業	1	1				1		4	4	5	1	1	
総計	292	28	12	521	548	1,109	332	367	699	1,808	498	542	1,040	

関係していると考えられる。更に耕作形態で見逃せないのは耕地の出作入作関係である。大正十一年度の場合、他町村人で鳴沢村に入作を行っているものは十二人であり、その耕地面積は一町一反一畝余であるのに対して、鳴沢村の農民は五人が他町村の田一町六畝歩を耕作し、三十三人が十六町七反余の畑を耕作するなど、積極的に他町村区域内への出作を行っている。特に水田を持たない鳴沢村にあって田の出作は飯米の確保の意味を有していると考えられる。

農作業以外の職業としては、「林業狩猟」が九戸、「物品販売業」が七戸を数え特に目に付くがこれは専業者のみであつて、第20表の右欄「副業トシテ左ノ業種ノ職業ニ従事スル者」は、「養蚕蚕種」で九百二十三三人、「商業」で六十二人、「林業狩猟」で三十五人、「交通業」で十五人を数える。このことは、大正期に至るも鳴沢村の職業形態はいくつかの業種を兼業する「副業型」であつたことを示している。

さて、大正期の産業経済にとつて忘れてならないのは、農家経営の保護を目的として設立された産業組合活動であり、鳴沢村では無限責任大田和信用購買生産販売組合が、鳴沢村及び大嵐村を区域として設立された。本組合は、その名称が示す通り信用、販売、購買、生産の兼営組合であり、定款の第一条に組合の目的を次のように規定している。

- 一 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムル事
- 二 産業又ハ生計ニ必要ナル物品ヲ購買シ（穀物ハ之ヲ精白或ハ製粉トシ又ハ加工セシメテ）組合員ニ売却スル事
- 三 組合員ノ生産シタル穀物ヲ精白又ハ製粉ト為シ及組合員ヲシテ産業ニ必要ナル物ヲ使用セシムル事
- 四 組合員ノ生産シタル穀物ヲ買入レ之ヲ精白或ハ製粉トシ又ハ加工セシメテ売却シ及林産物ヲ買入レ之ヲ売却スル事

組合は暦年を以て年度とし、各部の活動内容は次のように規定されていた。

夏 秋 蚕						計	
268戸			内春蚕を飼育したもの253戸				
白 繭 種		黄 繭 種		計			
1,608枚		43枚		1,650枚		3,506枚	
数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)
2,412	16,884	84	588	2,496	17,472	12,657	120,550
289	1,156	10	40	299	1,196	1,216	5,758
482	1,687	16	56	498	1,743	752	2,880
3,183	19,727	110	684	3,293	20,411	14,625	129,188

信用部

第四十式条 組合員ガ貸付ヲ請求シタルキハ理事ハ信用程度表及貸付金

ノ用途ヲ調査シテ其金額ヲ定ムルモノトス

第四十四条

貸付金ノ弁償期限ハ壹ケ年以内ニ於テ之ヲ定ム

但左記ノ用途ニ付テハ拾ケ年以内トナスコトヲ得

一 蚕室其他蚕業ニ必要ナル建物工事費

二 田畑改良工事及開墾費

三 産業ニ必要ナル土地買入代金

四 産業ニ関スル旧債償還

購買部

第四十九条 本組合ニ於テ取扱フ物品ハ左ノ如シ

一 肥料、農具、蚕具、蚕種

二 塩、油、紙、酒類、穀類

三 其他總會ニ於テ決議ヲ経タル物品

第五拾条

理事ハ組合員ノ需用ヲ調査シ又ハ其注文ニ応シ取扱物品ヲ便

宜購買スルモノトス

第五十壹条

組合員ニ売却スル物品ノ代価ハ市価ニ依ル但シ物品ノ種類

ニ応シ売却代金ノ百分ノ五以下ニ於テ割引ヲナスモノトス

第二章 大正期の産業と経済

(第21表) 養蚕調 (大正11年)

養蚕戸数	春				蚕			
	253戸							
掃立枚数	白 繭 種		黄 繭 種		計			
	94枚		1,762枚		1,856枚			
	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)		
上 繭	470	4,230	9,691	98,848	10,161	103,078		
上 玉	45	302	872	4,360	917	4,562		
屑 繭	12	48	242	1,089	254	1,137		
計	527	4,480	10,805	104,297	11,332	108,777		

其方法歩合等理事之ヲ定ム

生産部

第五十五条 本組合ニ備フル物件左ノ如シ

一 水車ノ動力ニヨル穀類精白器及製粉器

二 荷積車、荷積馬車、蚕種貯蔵装置、蚕病消毒器具、炭

窯、土地

三 其他総会ニ於テ決議ヲ経タル物件

土地ハ組合資金ノ充実ニ従ヒ低利ナル貸金ニ準スル収益

アルモノニ限り之ヲ備フルヲ要ス

販売部

第五十九条 本組合ニ於テ販売スル物品左ノ如シ

一 穀物、穀粉、木炭

二 其他総会ニ於テ決議ヲ経タル物品

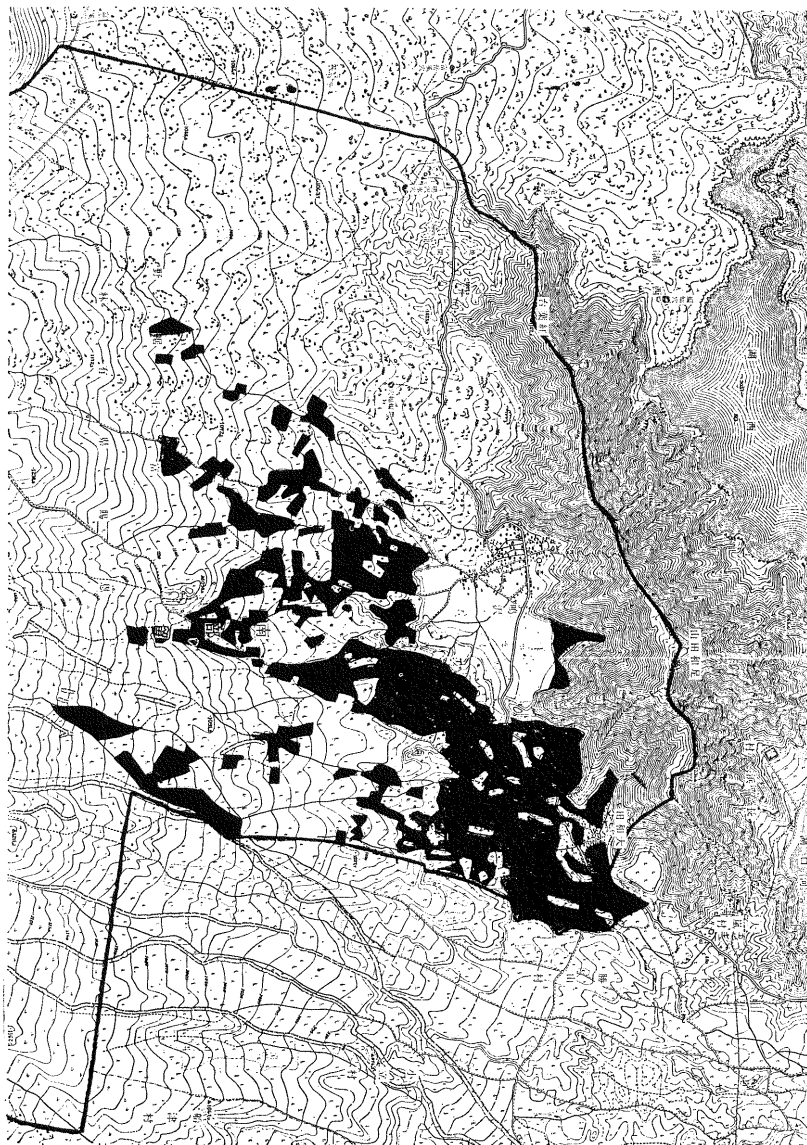
更に明治初期から村内の有力な副業であった養蚕業は、毎年の『事務報告』に「養蚕組合ハ各部落ニ設置シアリ村農会ト連結シテ農業改良発達ニ努メ殊ニ桑園改良ニ専ラ意ヲ注ギツムアリ且農閑ヲ利用シテ養蚕業ニ関スル講話会講習会等ヲ催シ一般農家ノ為裨益スル所大ナリ」と記されその改良には力が注がれた。しかし、大正期になると『県報告書』の「生糸製造

調」の項が「該当項目ナシ」と記されるようになり生糸製造はまったく行われなくなり、製糸業地帯への繭の供給地としての養蚕業のみとなった。明治三十年代に十戸前後存在した製糸を兼営する農家が消滅した背景としては鳴沢村の産業経済のなかに占める林産業の比重が増大してきたことや、先に紹介したス、竹を原料とする竹細工など換金産物の種類が増えたことと深い関係があると考えられる。前掲の第20表によっても養蚕業にはすべて副業として従事しており、鳴沢村の女子労働力五百四十八名の実に九八・五パーセントの五百四十名までが副業として養蚕業に従事しており、基本的には女子労働力によって支えられているといえる。しかし、大正十一年の養蚕調である第21表によれば、春蚕、夏秋蚕の両方を行っている農家は二百五十三戸を数え、生産額では農産物、林産物のそれを大きく引き離し十二万円台に達しほとんど「主業」としての位置を占めるに至った。しかし、大正十一年の春蚕は「掃立以来天候順調ニシテ飼育ニ易ク稀有ノ良結果ヲ得タリ」と述べられているように空前の当たり年であつて、常にこのような好結果が得られるとは限らない。事実、夏秋蚕調の備考欄には「天候引続キ高温度ナリシ為メ病蚕ヲ生シ不結果」と記されており、自然条件の変動によつてその成績は大きく左右されるのである。そのような波はあつたにせよ、主として女子労働の副業として、大正十一年の場合は一戸平均五百六円の養蚕収入を得ていることは鳴沢村経済を潤すのに大きな力となっているといえる。筆者が大正末年段階の山梨県農業の把握を試みた「山梨県に於ける農業生産の地域的特質」(『甲府盆地―その歴史と地域性』)においても、鳴沢村の農業類型は般津、勝山、小立などの周辺諸村と同様、米作をまったく行っていないという特殊事情はあるものの、養蚕型に属し繭の一戸当たりの生産額も山梨県の平均値に近く南都留郡では宝村に次いで第二位に位置している。ために、米作は欠いているが、山間部にあり、低生産力水準の村々が多い南都留郡にあつて、数少ない中位生産力水準に位置付けられている。

養蚕業の広範な展開は桑畑の増加にもハッキリあらわれている。即ち、大正十四年の鳴沢村の桑畑面積は「地上三

第二章 大正期の産業と経済

第3図 鳴沢村桑畑分布 (昭和3年)



(第22表) 鳴沢村民の所得額構成 (大正15年)

	戸 数		所 得 額		営 業 税 納 入 者	
	戸	%	円	%		
1,000円以上	2	0.7	2,715	3.2		
900 〃						
800 〃	6	2.0	5,105	5.9		
700 〃	11	3.7	8,141	9.5	物品販売 2軒	
600 〃	10	3.4	6,531	7.6	〃 2〃	
500 〃	15	5.1	8,348	9.7	〃 1〃	
400 〃	20	6.8	9,083	10.6	〃 1〃	
300 〃	28	9.5	9,515	11.1	〃 2〃	
200 〃	76	25.9	18,578	21.6	〃 11〃	物品販売兼飲食店1、飲食店1、製造業兼宿屋1、物品販売兼飲食店1製造業2
100円以上	118	40.1	17,351	20.2	〃 4〃	
100円未満	8	2.7	652	0.8	〃 3〃	
不 明					〃 8〃	物品販売兼飲食店1宿屋1
計	294	100	86,019	100		

尺以上ヲ主幹トシ枝條ヲ伐截スル」高刈が百七十三町、「山野ニ自生スルモノハ之ヲ除」いた「桑畑以外ニ散在セル桑ノ株数ヲ付近ノ桑畑本段別ニ準シ段別ニ見積」つた見積段別が三十五町七反、都合二百八町七反に達する。この数値は明治二十年当時の三十二町四反余の六・四倍に相当する。第三図は多少時期は下るが昭和三年測量の陸地測量部地図から作成した桑畑の分布図である。それによればおおよそ海拔千二百メートルを上限として富士裾野に広く展開している。ただ、鳴沢部落の周辺は畑地が存在するためか桑畑は少なく、大田和部落の周辺から村城の北東部分から南西方向に向かつて大きなブロックが形成されており、最も遠いものでは鳴沢部落から約四キロメートルの距離にある。桑需要のピークには多くの人馬が細い林道を足繁く往復したことであろう。

産業経済の発展、商品経済の浸透に伴って貧富の差が生じてくるのは常であり、鳴沢村においても徐々にではあるが所得格差が生じていった。例えば、大正十

五年の鳴沢村村民の所得階層をみた第22表によれば、最低額は五十一円であるのに対して最高額は二十八倍の千四四十五円である。所得構成からみれば、百円以上二百円未満層が最も多く全体の四割を超え、次いで二百円以上三百円未満層であり、鳴沢村民の三分の二は年間所得三百円未満である。所得総額を戸数で除した平均額は二百九十二円五十八銭であるが、この平均値以下の階層が二百二戸を数える。これに対して総戸数の四分の一にすぎない七十二戸の所得金額三百五十八円以上層が所得額の半分を占めている。各個人毎の経営内容が判明しないためこの所得格差がいかなる要因によるものであるかは確定できないが、多くの農家はこれまで見てきたように、大きく分けて、「農作」「養蚕」「林業」の三つの収入源からの所得を合算してその経営を維持しており、なかでも「養蚕」収入に依存する部分が多かった。従ってなんらかの契機でその収入源の一角が崩れると村経済は大打撃を受けることになる。

更に営業税を納入しているものの所得階層をみると、不明者十名の存在は多少気になるがその圧倒的部分は所得額三百円未満層に属しており、物品販売業を中心とする諸営業では大きく発展する要素は少ないといわねばならない。この点についていえば、営業税納入者であっても県税戸数割納税義務者として登場しないものが十名もあり、それらは副業として諸営業に従事しているものであり、また一軒平均の賦課額も、業種によって異なるが最高額でも三円五十銭でありその経営規模も著しく零細なものであったと考えられる。

大正期の産業経済の動向として忘れてならないのが、山脇山梨県知事による富士山麓開発論に主導された観光開発であり、五湖回遊の交通網が整備された。これを受けて吉田から船津、大嵐、鳴沢を経て精進、本栖に至り更に富士山を迂回して静岡県大宮町を結ぶ馬車軌道の建設が企画された。全線開通は実現しなかったが大正六年に上吉田―船津間が開業し、大正十五年には船津と鳴沢村の最東端大田和間が開通営業を開始した。しかし、軌道を更に西に伸ばし鳴沢集落に至る路線計画はとりやめられ、バス路線に切り替えられた。

大正十三年に発表された「富士嶽麓開発計画書」は交通網の更なる整備の必要性が強調され、鳴沢村に関係するものだけでも、「吉田ヨリ鳴沢ヲ経テ大正道路ニ出テ精進ヲ経テ本栖マテノ道路ヲ改良スルコト」、「紅葉台マテ鳴沢方面ヨリ分岐シテ道路ヲ開設スルコト」が求められた。これに対して鳴沢村では、大正十五年の『事務報告書』によれば「県道吉田精進線鳴沢村地内焼間ヨリ第二紅葉台ニ至ル延長式百七拾五間、道巾二間ノ自動車道路ヲ新設セリ」とあるように積極的な土木工事がなされ自動車時代の到来にこたえた。